

介護保険福祉用具購入費および住宅改修費の 受領委任払い制度について

1. はじめに

宮古島市では、介護保険における福祉用具購入費および住宅改修費の支給方法について、令和4年4月1日から受領委任払い制度を導入することとなりました。

2. 福祉用具購入費および住宅改修費の受領委任払い制度とは

介護保険における福祉用具購入費および住宅改修費（以下、「住宅改修費等」という。）は、介護保険の要介護認定（要支援含む）を受けた被保険者に対する給付の一つです。

これらのサービスを被保険者が受けてその費用を支払う際、これまでは「償還払い」のみとしてきましたが、今後は「受領委任払い」を利用することができます。

(1) 償還払いの流れ

- ①被保険者が住宅改修費等を支払う際、販売・施工業者へ費用の全額支払う。
- ②被保険者が市へ給付費の申請をする。
- ③市が被保険者に給付費を支払う。

(2) 受領委任払いの流れ

- ①被保険者が住宅改修費等を支払う際、販売・施工業者へ費用の一部（自己負担割合分+保険外負担分）のみを支払い、給付費の受領先を販売・施工業者に委任する。
- ②被保険者が市へ給付費を申請する。
- ③市は被保険者の受領委任に基づき、販売・施工業者へ給付費を支払う。

3. 被保険者の受領委任払い制度の利用について

被保険者が受領委任払い制度を利用するためには、住宅改修は事前申請時点、福祉用具購入費は購入日時点で、利用者要件①～③を全て満たしていることが必要です。

<利用者要件>

- ①事業所登録を受けている販売・施工業者に依頼して当該サービスを受けること。
- ②要介護認定の新規申請・区分変更申請中または入院中でないこと。
- ③被保険者証に支払方法変更や保険給付差止・減額等の記載がないこと。

<申請書類>

◎住宅改修の場合

事前申請(工事前に提出)※償還払いと同じ

- ①住宅改修事前申請書 ②住宅改修が必要な理由書(介護支援専門員または福祉住環境コーディネーター2級以上の有資格者が作成)
- ③ケアプラン(サービスの利用が住宅改修のみの場合は省略可)
- ④見積書(保険対象分と対象外分が分かるもの)、図面および工事前写真
- ⑤住宅所有者の工事承諾書(被保険者本人以外が持主の場合)

請求申請(工事後に提出)

- ①住宅改修請求申請書(受領委任払い用)(様式第7号)
- ②領収書
- ③請求書(受領委任払い用)
- ④工事後の図面および写真(工事前との対比が分かるもの)

◎福祉用具購入の場合

- ①福祉用具購入申請書(受領委任払い用)(様式第6号) ②領収書
- ③請求書(受領委任払い用) ④福祉用具販売計画書
- ⑤購入した用具のカタログ等のコピー
- ⑥ケアプラン(サービスの利用が福祉用具購入のみの場合は省略可)

4. 販売・施工業者の事業者登録について

販売・施工業者が受領委任払い制度を利用するためには、市から事業者登録を受けている必要があります。登録を希望する際は、下記の要件を全て満たした上で、必要書類を確認し、申請してください。

<申請受付開始日>

令和4年4月1日

<市の事業者登録に必要な要件>

- ①宮古島市内に事務所または事業所があること。
- ②沖縄県知事が指定する特定福祉用具販売事業者および特定介護予防福祉用具販売事業者であること(福祉用具購入費の場合のみ)。

<登録申請のために必要な書類>

- ①福祉用具購入費・住宅改修費受領委任払い事業者登録申請書(様式第1号)
- ②登録する口座名義と口座番号が確認できるもの(通帳のコピー等)

5. 受領委任払いを利用する際の諸注意

- ①住宅改修は「令和4年4月1日以降に事前申請を受け付けたもの」、福祉用具購入は「令和4年4月1日以降に購入したもの」がそれぞれ対象となります。
住宅改修の場合、既に事前申請をしているものは対象外です。
- ②被保険者の負担割合証は、必ず最新のものをご確認ください。
市では原則、電話等での負担割合の問合せは受け付けていません。
- ③受領委任払いを利用する場合、請求書等の給付申請書類に記載する口座名義人と代表者氏名、社印は、全て登録申請書類に記載のしたものと同一にしてください。
- ④申請書類のうち、請求書には被保険者の押印が必要となります(償還払い用・受領委任払い用どちらも)。